

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	予防接種にかかる実費の徴収	
根拠法令・条項	予防接種法第28条 予防接種法施行令第33条	
所 管 課	健康福祉局 保健所 感染症対策課	
処分基準  （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	<p> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">・設 定</span> ・設定できない ・基準を公開できない                 </p> <p> <b>【処分基準】</b>                      予防接種法第28条の規定による。                 </p> <p>                     予防接種法第28条                      （実費の徴収）                      第28条                      第5条第1項又は第6条第3項の規定による予防接種を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。                 </p> <p>                     予防接種法施行令第33条                      （実費）                      第33条                      法第28条の実費とは、薬品費、材料費及び予防接種を行うため臨時に雇われた者に支払う経費をいう。                 </p> <p>                     2 法第5条第1項の規定による予防接種であってA類疾病に係るものを行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者の負担能力、地域の実情その他の事情を勘案して、当該予防接種について、法第28条本文の規定により実費を徴収するかどうかを決定するとともに、徴収する場合にあつては徴収する者の基準及び徴収する額を定めるものとする。                 </p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">・弁 明</span>
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。」 するとき」に
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	